

## 高齢者の身近な相談窓口

令和3年  
4月から

# 地域包括支援センターが



## 新しくなります



近年、高齢者の増加に伴い、地域包括支援センターへの相談件数が増加しているほか、相談内容が多様化、複雑化しています。そこで、相談支援体制を充実、強化するために日常生活圏域を見直し、地域包括支援センターを増設することになりました。

住み慣れた地域で安心して生活できるよう、主任介護支援専門員、保健師、社会福祉士などの専門職が連携してさまざまな支援を行います。お気軽にご相談ください。

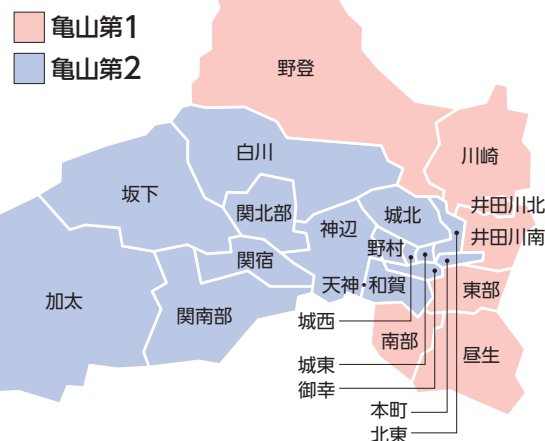
### 地域包括支援センターとは？

地域の高齢者や、その家族の介護の悩みや疑問、生活上の心配ごとなどを総合的に相談できる窓口です。

### 令和3年4月から、地域包括支援センターのここが変わります！

- これまでの亀山地域包括支援センター「きずな」を基幹型地域包括支援センターとして位置付けます。
- 2カ所の地域包括支援センターと基幹型地域包括支援センターが高齢者の相談窓口となります。
- 各地域包括支援センターの担当する区域は、地域まちづくり協議会を単位とします。

### <担当区域地図>



### 亀山第1地域包括支援センター

## 「ぼたん」 ☎ 96-8686



所在地 〒519-0111 栄町1487番地167 FAX 96-8685

受付 月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分



### <担当する区域>

地域まちづくり協議会名	区 域
井田川北まちづくり協議会	みどり町、みずほ台、みずきが丘、川合町(ひとみが丘、山田)
井田川地区南まちづくり協議会	小下町、栄町、井尻町、和田町、井田川町、川合町(ひとみが丘、山田以外)
川崎地区まちづくり協議会	田村町、長明寺町、太森町、川崎町、能褒野町
野登地区まちづくり協議会	安坂山町、両尾町、辺法寺町
東部地区まちづくり協議会	阿野田町、菅内町、北鹿島町、南鹿島町
南部地区まちづくり協議会	安知本町、田茂町、楠平尾町
昼生地区まちづくり協議会	三寺町、中庄町、下庄町

## 亀山第2地域包括支援センター

# 「もくれん」 ☎97-3331



**所在地** 〒519-0125 東町一丁目3番7号 **FAX** 97-3332

**受付** 月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分

<担当する区域>

地域まちづくり協議会名	区 域
白川地区まちづくり協議会	白木町、小川町
神辺地区ふれあいまちづくり協議会	布気町、太岡寺町、小野町、木下町、山下町
野村地区まちづくり協議会	野村町、北野町、南野町、野村一丁目～四丁目
城東地区まちづくり協議会	東町、江ヶ室町、中屋敷町、東丸町、本丸町、東町一丁目・二丁目、江ヶ室一丁目・二丁目
城西地区まちづくり協議会	西丸町、市ヶ坂町、若山町、西町、南崎町
城北地区まちづくり協議会	亀田町、羽若町、住山町、アイリス町
御幸地区まちづくり協議会	東御幸町、御幸町
本町地区まちづくり協議会	本町、高塚町、上野町、本町一丁目～四丁目
北東地区まちづくり協議会	北町、北山町、東台町、渋倉町、椿世町
天神・和賀地区まちづくり協議会	海本町、天神町、和賀町、天神一丁目～四丁目
関宿まちづくり協議会	関町新所、関町中町、関町泉ヶ丘、関町富士ハイツ、関町小野、関町木崎(あけぼの台以外)
関北部地区まちづくり協議会	関町会下、関町鷲山、関町白木一色、関町木崎(あけぼの台)
関南部地区まちづくり協議会	関ヶ丘、関町古厩、関町萩原、関町福德、関町久我、関町金場、関町越川
坂下地区まちづくり協議会	関町市瀬、関町沓掛、関町坂下
加太地区まちづくり協議会	加太市場、加太向井、加太梶ヶ坂、加太神武、加太板屋、加太北在家、加太中在家

## 亀山市基幹型地域包括支援センター

# 「きずな」 ☎83-3575



※全市域の統括支援、2カ所の地域包括支援センターの後方支援を行います。  
※今までどおり、相談窓口としてもご利用いただけます。

**所在地** 〒519-0164 羽若町545(あいあい1番窓口) **FAX** 83-1578

**受付** 月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分

令和3年  
4月から

### 介護用品(おむつ等)支給の対象者が変わります ～国の制度改正により、市民税が非課税の人が対象となります～

#### 介護用品支給事業とは?

寝たきりや認知症などの理由で、常時介護用品の必要な人に現物支給(配達)することで本人やその家族の負担軽減を図ります(施設への入所および病院への入院期間は支給対象外)。

- 1 申請 ▶ 2 審査 ▶ 3 決定 (交付・不交付) ▶ 4 支給

※審査では、心身の状況・課税状況を確認した上で、ケアマネジャーに確認したり、専門職員が訪問したりする場合があります。

#### 【対象者】

介護用品の支給を受けようとする年度の市民税が非課税である市内に住所を有する在宅の人で、いずれかに該当する人(ただし、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅に入所の人は対象外)

- ① 常時おむつを必要とする状態にある65歳以上の人
- ② 介護保険の第2号被保険者(40歳以上65歳未満で介護認定を受けている人)のうち、常時おむつを必要とする状態にある人

**問合せ先** 長寿健康課高齢者支援グループ(あいあい9番窓口) ☎84-3312)